平成２６年（フ）第７４号
川崎市川崎区本町１丁目４番地１　本町コーポ302
債務者　松尾　常太
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　東子
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
広島市中区昭和町８番10―205号　平和アパート
債務者　大門　俊幸
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住田　稔
4　破産債権の届出期間　平成26年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
鳥取県鳥取市伏野1135番地
債務者　奥村　正夫
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田　慶太
4　破産債権の届出期間　平成26年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９号
大分県臼杵市大字臼杵43番地の３　サンハイツ祇園101号室
債務者　鵜飼　澄人
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永澤　史貴
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井388番地５、旧住所神奈川県平塚市高浜台30番３―308号
債務者　伊藤　博
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井388番地５、旧住所神奈川県平塚市高浜台30番３―308号
債務者　伊藤　美穂
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２号
兵庫県宝塚市安倉中６丁目７番４―307号
債務者　トラスティことモリヒロ工務店こと　森　浩之
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
和歌山県御坊市薗156番地
債務者　永﨑　修造
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第９１号
熊本市北区龍田７丁目37番10号
債務者　山野　潮
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本猪智郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９６号
熊本市東区画図東１丁目７番30号　マーカス画図一番館301
債務者　加藤　伸一
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７７号
名古屋市北区喜惣治２丁目200番地　喜惣治荘７棟205号
債務者　白石　健二
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　俊高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
新潟県小千谷市大字三仏生4077番地
債務者　小幡　正夫
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
愛知県岡崎市保久町字十三塚10番地８
債務者　しばたテックこと　柴田　章二
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
福井市文京３丁目14番１号　明春コーポ401号室
債務者　アスペックこと　冨田　徳明
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係